

韓国特許実務ガイド

—日本の特許制度との比較を中心に—



柳鍾宇 (ユ・ジョンウ)

GIP Korea代表 (弁理士)

韓国弁理士、大韓弁理士会 (KPAA) / 代議員

1. はじめに

日本と韓国の特許制度は、制度の基本構造において非常に類似しています。もっとも、実務運用の面では、韓国特有の制度や、日本とは異なる運用が存在しており、韓国での権利化戦略を検討する際には、それらの違いを十分に理解することが重要です。

特に近年の韓国では、審査猶予制度、再審査請求制度、分割出願制度などに関する改正や運用変更が行われており、出願人が戦略的に活用できる選択肢が拡大しています。

本稿では、日本の特許実務担当者に向けて、韓国特許制度の全体的な流れを概観したうえで、各段階における日本制度との主な違いを中心に解説します。

2. 韓国特許手続の概要

韓国における特許手続は、出願人が特許庁に特許出願を行うことから始まります。出願後、まず方式審査が行われ、明細書、請求項、図面などが形式的要件を満たしているか確認されます。その後、出願日から1年6か月が経過すると、出願公開が行われます。これは日本と同様の制度であり、第三者が技術内容を確認できるようにするものです。実際に実体審査を受けるためには、出願日から3年以内に審査請求を行う必要があります。この期間内に審査請求がされない場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

審査請求後、審査官は新規性、進歩性、産業上利用可能性などの特許要件を審査します。拒絶理由が存在しない場合には特許査定となります。一方、拒絶理由がある場合には拒絶理由通知書が発行され、出願人は意見書および補正書を提出して対応します。拒絶理由が解消されれば特許査定となりますが、解消されない場合には拒絶査定となります。

特許査定後、出願人が登録料を納付すると設定登録が行われ、特許権が発生します。登録後は、第三者が無効審判を請求できます。また、審判結果に不服がある場合には特許法院へ提訴でき、さらに大法院への上告も可能です。この構造は日本と概ね同様です。

3. 出願段階における日韓比較

(1) 外国語出願制度

韓国では外国語出願が認められていますが、対象言語は英語に限定されています。すなわち、英文明細書を提出して出願日を確保し、その後所定期間内に韓国語翻訳文を提出する方式です。これに対し、日本では英語に限らず、ドイツ語、フランス語、中国語など、あらゆる言語による外国語出願が認められています。そのため、最初の明細書が英語以外で作成されている場合、日本ではそのまま出願可能ですが、韓国では英訳作業が必要になります。この点は、グローバル出願戦略上の重要な相違点といえます。

(2) PCT国内段階移行期限

韓国では、PCT国際出願の国内段階移行期限は優先日から31か月です。また、31か月までに国内書面を提出した場合、翻訳文はその後1か月以内に提出できます。一方、日本では基本期限は30か月ですが、国内書面提出後2か月以内に翻訳文を提出できます。最終的な実務上の猶予期間は大きく変わりませんが、制度構造には違いがあるため、翻訳準備期間などを考慮した出願戦略が必要です。

4. 審査請求・実体審査段階の比較

(1) 審査請求期間

韓国では、2017年改正以前は審査請求期間が出願日から5年以内とされていました。しかし、2017年改正により、日本と同様に3年へ短縮されました。その結果、現在では、日本と韓国のいずれにおいても、出願日から3年以内に審査請求を行う必要があります。

(2) 拒絶理由通知に対する応答期間

韓国では、拒絶理由通知に対する基本応答期間は4か月です。これに対し、日本では国内居住者は60日、外国居住者は3か月とされています。そのため、韓国の方が比較的長い検討期間が与えられているといえます。

5. 韓国特有の実務運用

(1) 審査猶予制度

日本は審査請求後に審査が開始されると、出願人が審査時点を直接遅らせる制度は制限されていますが、韓国では出願人が審査の開始時点を意図的に遅らせることができる「審査猶予制度」があります。近年の制度改正により、従来3か月であった猶予期間は12か月へ拡大されました。なお、審査猶予申請後2ヶ月以内であれば申請を取下げまたは猶予希望時点変更が可能であり、優先審査申請を通じていつでも迅速な審査を受けることができます。これにより、出願人は、市場状況、競合他社の動向、技術開発状況などを見極めながら、戦略的に権利化時期を調整することができます。

(2) 補正案レビュー制度

韓国には、通常の審査官インタビューとは別に、「補正案レビュー制度」があります。この制

度では、出願人が補正案を書面で提出し、その内容について審査官から正式な検討意見を受けることができます。出願人は複数の補正案を提示することも可能であり、どの案であれば拒絶理由を解消できるかについて具体的な示唆を得られます。ただし、提出した補正案は包袋に残るため、提出内容については慎重な検討が必要です。本制度の申請対象は、審査官から拒絶理由通知書を受けた出願のうち、意見書提出期限が1ヶ月以上残っているものに限ります。つまり、応答期限が近い状態では申請ができず、審査官が補正案を十分に検討できる時間的余裕が必要になります。もちろん期間延長を通じて1ヶ月以上確保することも可能です。

(3) 再審査請求制度

韓国では、拒絶査定後に補正を行う場合、日本の前置審査制度とは異なり、「再審査請求制度」が利用されます。再審査請求では、補正書を提出したうえで、同じ審査官による再審査を受けることができます。この制度の特徴は、審判請求と比較して費用負担が軽い点にあります。そのため、実務上は、まず再審査請求によって拒絶理由の解消を試み、その後必要に応じて審判へ進むという運用が多く見られます。ただし、再審査請求は1回のみ可能であり、再拒絶査定後は拒絶査定不服審判によって争う必要があります。

(4) 再審査面談制度

韓国では、再審査請求前に審査官と協議を行う再審査面談制度も設けられています。本制度は、拒絶査定後に再審査請求を行う前段階で、出願人が補正案を書面で提示し、その内容について審査官と意見交換を行う制度です。審査官は、提示された補正案ごとに拒絶理由解消可能性について具体的な見解を示します。そのため、どの補正案であれば特許査定の可能性があるかを事前に把握することができます。

補正案レビュー制度と同様に、申請には再審査請求期間が一定以上残っている必要があります。

このように韓国では、書面応答に加えて審査官との事前協議を通じて補正戦略を調整できる制度が整備されており、出願人にとって柔軟な権利化手段が提供されています。

6. 拒絶理由対応における実務差異

(1) 新規性喪失の例外規定

韓国では、新規性喪失の例外適用の主張を出願時に行わなかった場合でも、登録前であれば後から主張を追加できます。これに対し、日本では、出願時に新規性喪失の例外適用の趣旨を明示し、その後30日以内に証明書類を提出する必要があります。したがって、新規性喪失の例外規定については、韓国の方が実務上柔軟であるといえます。

(2) 進歩性判断

韓国では、審査段階で複数の先行文献が引用される場合、同一または類似技術分野の文献については、文献同士の組み合わせが比較的容易であると判断される傾向があります。そのため、審査段階では、「組み合わせ動機の欠如」のみを主張するよりも、構成上の差異、顕著な効果、課題解決手段の非自明性などを中心に反論の方が有効な場合があります。一方、日本では、組み合わせ動機の有無が比較的重要視される傾向があります。

(3) サポート要件

近年、韓国ではサポート要件違反を理由とする拒絶理由通知が増加しています。背景として、請求項用語と明細書本文との一致を自動検出する内部システムの存在が指摘されています。そのため、実質的な技術的裏付けが存在していても、表現の不一致のみを理由として拒絶理由が通知されるケースがあります。したがって、韓国出願では、請求項の主要構成を明細書本文に明確に記載しておくことが実務上重要です。

7. 分割出願制度の比較

韓国では、特許査定後であっても、登録料納付前であれば分割出願が可能です。したがって、出願人は、特許査定後に権利範囲を再編成したり、事業内容に応じて請求項を整理したりすることができます。実務上は、特許査定後に改めて発明の保護範囲を見直し、用途別・製品別・実施形態別に権利を分割して管理したい場合などに有効に活用されています。

また、韓国では従来、分割出願の審査順序は、原出願、すなわち親出願の審査順序に従うものとされてきました。そのため、分割出願について別途審査請求を行った場合であっても、実際の審査開始時期は原出願の審査進行状況に影響を受ける構造となっていました。

しかし、2025年の制度改正により、この点が大きく変更されました。現在では、分割出願は原出願とは独立した出願として扱われ、その審査順序も、分割出願自体の審査請求日に基づいて決定される制度へ変更されています。すなわち、分割出願も通常の新規出願と同様に、審査請求順に従って審査が行われることとなりました。

もっとも、場合によっては、審査官の裁量により、分割出願の審査が原出願と近い時期に比較的早く開始されることもあります。しかし、このような運用は例外的なものであり、原則としては、分割出願も独立した出願として取り扱われ、審査請求順に基づいて審査が進められる点を理解しておくことが重要です。

さらに、原出願が優先審査の要件を満たしている場合には、その分割出願についても、優先審査制度を利用して早期審査を申請することが可能です。したがって、早期の権利取得が必要な場合には、このような優先審査制度を積極的に活用することが望まれます。

加えて、韓国では、前述した審査猶予制度と分割出願制度を組み合わせることで、分割出願の審査開始時期をより戦略的に調整することが可能となっています。例えば、分割出願後に審査猶予を申請することで、一定期間、審査開始を意図的に遅らせることができ、市場動向、技術開発状況、競合他社の動向などを見極めながら、最適なタイミングで権利化を図ることが可能となります。

一方、日本では、特許査定後の分割出願は原則として認められていません。そのため、この点においては、韓国制度の方が、日本制度と比較して、より柔軟性の高い制度設計であるといえます。

8. おわりに

日本と韓国の特許制度は、基本構造において非常に類似しています。しかし、実務運用レベルでは、韓国特有の柔軟な制度設計が存在します。

特に、審査猶予制度、再審査請求制度、特許査定後の分割出願、新規性喪失の例外規定の柔軟な運用などは、日本制度との重要な相違点です。

そのため、韓国出願を行う際には、日本と同様の感覚で対応するのではなく、韓国制度特有の選択肢を踏まえた戦略的な対応が重要になります。

今後、日韓双方において効率的な権利化を実現するためには、制度差異を正確に理解し、それぞれの制度特性を反映した出願・審査戦略を構築することが求められます。

著者紹介

柳鍾宇（ユ・ジョンウ）

- ・ GIP Korea 代表（弁理士）
- ・ 韓国弁理士、大韓弁理士会(KPAA)/代議員 歴任
- ・ ソウル大学校 工科大学 電気工学部卒(工学士)
- ・ 韓国語、日本語、英語
- ・ 電気電子分野（LGディスプレイ出身、半導体およびLCD装備技術に精通）

【参考】 www.unitedgips.com

